第２　役員の任期

前述第１により選任された役員の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第３　役員の補充、増員又は変更

前述第２の任期内に役員を補充、増員又は変更する必要が生じた場合、裁判所の許可を得て、管財人がこれを行う。ただし、補充、増員又は変更された役員の任期は他の役員の在任期間と同一とする。

上記期間内に本更生手続が終結した場合には、前述第５節記載の新定款及び会社法の規定による。

第９章　争いの落着しない権利に関する措置

更生会社における争いの落着しない権利については、更生手続終結までは、管財人において訴訟、和解又は調停等を遂行する。和解又は調停の受諾を必要とするに至った場合、裁判所の許可（包括許可を含む。）を得て行う。更生手続終結後は、更生会社において適正妥当な解決を図る。

第10章　その他必要的記載事項

会社更生法167条１項６号及び７号に規定する事項は存在しない。

別表１から12まで添付省略

東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２４年（再イ）第２１号

茨城県古河市下大野2965番地164

再生債務者　原田　真帆

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年２月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月４日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（再イ）第２５号

神戸市西区池上２丁目11番地の９

再生債務者　澁谷　真幸

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年２月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月４日

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２４年（再イ）第１６１号

福岡県朝倉郡筑前町石櫃100番地40

再生債務者　池田　　剛

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月28日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第６号

福岡県糟屋郡篠栗町大字高田499番地１　ベンタナヒルズ篠栗16―202号

再生債務者　小川　治彦

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年２月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月１日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第２２４号

福岡県太宰府市宰府５丁目20番８号

再生債務者　山田　卓司

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年２月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月28日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第１９８号

福岡県筑紫野市二日市南３丁目６番15号

再生債務者　杉谷　一成

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月27日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第３９号

佐賀県鳥栖市蔵上２丁目244番地　ステラ蔵上201

再生債務者　友野　貴基

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月27日

佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（再イ）第５８号

埼玉県越谷市川柳町５丁目327番地

再生債務者　新井　昌弘

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年２月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月１日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再イ）第１５４号

埼玉県川口市大字差間379番地の15

再生債務者　栗原　雅昭

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年２月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月28日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第６２号

埼玉県越谷市蒲生東町12番37号

再生債務者　佐藤　友也

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年２月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月１日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再イ）第１０号

岐阜県加茂郡白川町坂ノ東7001番地１

再生債務者　飯盛　美保

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年２月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月４日　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（再イ）第１３７号

京都市山科区御陵血洗町36番地　中村館202

再生債務者　川尻　健一

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年２月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月４日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再イ）第２８４号

福岡市南区野多目２丁目19番12―205号

再生債務者　山川　信一

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年２月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月26日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第３６号

長崎県長崎市田中町105番地１　コアマンション長崎ネクステージ523号

再生債務者　清水　辰雄

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年２月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月４日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第１０号

愛媛県西条市飯岡3586番地６

再生債務者　竹嶋　　博

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年２月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月４日　松山地方裁判所西条支部